令和4年度

国 民 健 康 保 険 事 業 状 況

山 梨 県 福 祉 保 健 部国 保 援 護 課

目 次

主な用語の説明

国民健愿	隶保険事業の概要	
1	一般状況	1
2	収支状況	2
3	保険料(税)の状況	4
4	保険給付状況	5
5	国民健康保険事業状況報告書(事業年報)集計表1	6
統計表	(事業年報)	
第13	表 年度別・月別事業実施状況3	5
第23	表 年度別・月別保険給付状況 一般被保険者分+退職被保険者等分3	7
第3	表 年度別・月別保険給付状況 一般被保険者分3	9
第43	表 年度別・月別保険給付状況 前期高齢者分(再掲)4	1
第53	表 年度別・月別保険給付状況 退職被保険者等分4	3
第6	表 年度別・月別保険給付状況 高額療養費4	5
第6-	ー1表 年度別・月別保険給付状況 高額介護合算療養費4	7
第7割	表 年度別・月別保険給付状況 その他の保険給付4	8
第8	表 保険者別一般状況4	9
第93	表 年度別・保険者別経理状況 全体 収入5	3
第10	O表 年度別·保険者別経理状況 全体 支出5	7
第1	1表 年度別・保険者別経理状況 退職被保険者等分(再掲)6	1
第1:	2表 保険者別保険料(税)の賦課徴収状況(医療給付費分)−般被保険者分6	3
第1:	2−1表 保険者別保険料(税)の賦課徴収状況(後期高齢者支援金分)-般被保険者分 6	7
第1:	3表 保険者別保険料(税)の賦課徴収状況(医療給付費分)退職被保険者分 7	1
第1:	3-1表 保険者別保険料(税)の賦課徴収状況(後期高齢者支援金分)退職被保険者分7	3
第14	4表 保険者別保険料(税)の賦課徴収状況(介護納付金分)介護保険第2号被保険者分7	5
第1:	5表 保険者別保険料(税)の収納状況7	9
第1	6表 保険者別保険給付状況 一般被保険者分8	5
第1	6-1表 保険者別保険給付状況 一般被保険者分(前期高齢者分 再掲)9	4
第1	7表 保険者別保険給付状況 退職被保険者等分10	0
第13	8表 保険者別保険給付状況 (食事療養・生活療養)-般被保険者分・退職被保険者等分 10	9
第19	9表 保険者別保険給付状況 その他の保険給付11	2
第20	O表 保険者別診療費諸率 一般被保険者分11	3
第20	0-1表 保険者別診療費諸率 一般被保険者分(前期高齢者分 再掲) 11	8

主な用語の説明

1. 保険者

(当状況表で示す)保険者は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)と国民健康保険組合である。 国民健康保険組合は、同種の事業又は業務に従事する者で組織する団体で、市町村が行う国民健康保険事業の運営に支障を及ぼさないと認められるときに限って、都道府県知事の認可を受けて設立することができる。

2. 被保険者

(1) 市町村の場合

市町村の区域内に住所を有する者は、すべて被保険者とする。ただし、他の医療保険の被保険者である 者等は除く。

(2) 国保組合の場合

組合員及び組合員の世帯に属する者を被保険者とする。ただし、市町村の適用除外の事由に該当する者及び他の組合が行う国民健康保険の被保険者は除かれる。

3. 国民健康保険の対象者(被保険者)の区分

(1) 一般被保険者

国保被保険者のうち、次の(2)に述べる退職被保険者等を除いた被保険者をさす。 なお、一般被保険者のうち、65歳以上75歳未満である者を、前期高齢者という。

(2) 退職被保険者等(「退職者」と表する場合もある)

平成 26 年度までの間において、市町村が行う国民健康保険の被保険者であって、65 歳未満であり、かつ、厚生年金保険若しくは各種共済組合の老齢又は退職を支給事由とする年金又は恩給等を受給できる者であって加入期間が20 年以上である者又は40 歳以降の加入期間が10 年以上の者については、「退職被保険者」として経過措置が設けられている。この退職被保険者及びその被扶養者を「退職被保険者等」という。

4. 被扶養者

被用者保険における被扶養者と同様、退職被保険者の直系尊属、配偶者、その他三親等内の親族であって、退職被保険者と同一の世帯に属し、かつ、生計維持関係を有する者等である。

5. 療養の給付

被保険者の疾病又は負傷に対して、保険医療機関等(病院、診療所、薬局)から直接に診察、手術、薬剤の支給等による医療という現物をもって給付することをいう(現物給付)。

6. 療養費

療養の給付を行うことが困難な場合、緊急その他やむを得ない場合等において、療養に要した費用を被保険者が一時支払い、事後にその費用を保険者から被保険者に現金で支給することである(現金給付)。 なお、海外渡航中に病気や怪我の治療を受けた場合、療養費として保険給付の対象となる。ただし、治療を目的として出国し、治療を受けた場合は対象とならない(海外療養費。平成13年1月1日創設)。

7. 入院時食事療養費・入院時生活療養費

被保険者が、保険医療機関等で食事療養を受けたときは、平均的な家計における食費を勘案した一定額 (食事療養標準負担額)を支払い、それを費用額から除いた額を入院時食事療養費として保険者が保険医 療機関等に支払う(入院時食事療養費)。

また、療養病床に入院する70歳以上75歳未満の被保険者の生活療養(食事療養、温度、照明及び給水)に要した費用については、平均的な家計における食費と居住費を勘案した一定額(生活療養標準負担額)を支払い、それを費用額から除いた額を入院時生活療養費として保険者が保険医療機関等に支払う(入院時生活療養費)(平成18年10月1日創設)。

8. 移送費

負傷、疾病等により移動が困難な患者が医師の指示により、一時的、緊急的な必要があって移送された 場合にその費用について移送費として現金を支給する。

9. 一部負担金

被保険者が保険医療機関などから治療等を受けるときに支払う負担金をいう。なお、一部負担金は、保 険者が条例又は規約によって、その割合を減ずることができるものとされている。

(1)一般被保険者

• 7歳未満 2割

· 7歳以上 7 0歳未満 3割

・70歳以上75歳未満で現役並み所得者 3割

・70歳以上75歳未満で上記以外 2割

※上記年齢表記は年度末年齢とする。

(2)退職者医療制度該当者

一般被保険者に同じ。

10. 高額療養費

同一の被保険者が同一月内に同一の保険医療機関等で療養の給付を受けた場合、一部負担金の額が一定額を超えるときに保険者からその超えた額が高額療養費として支給される。自己負担限度額は次のとおりである。

- (1) 世帯合算において、70 歳未満の被保険者については合算対象基準額を一律 21,000 円とし、70 歳以上 75 歳未満の被保険者については、全ての一部負担金を合算する。
- (2) 厚生労働大臣の指定した長期高額疾病については、負担限度額を月 10,000 円 (人工透析を要する上位 所得者は 20,000 円) とする。
- (3) 表中の用語について
 - i) 現役並み所得者(70歳以上75歳未満)

同一世帯に一定以上の所得(課税所得が145万円以上)の70歳以上75歳未満の者がいる者。

ii) 低所得Ⅱ (70 歳以上 75 歳未満)

同一世帯の世帯主と国保被保険者が住民税非課税の者。

iii) 低所得 I (70 歳以上 75 歳未満)

住民税非課税の世帯で、世帯員の所得が一定基準に満たない者。

高額療養費

平成30年8月から

一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一				
	70歳以上75歳未満			
区分	個人単位	世帯単位		
	(外来のみ)	(入院含む)		
	<u>課税所得690万円以上</u> 252,600円+(※-842,000円 (140,100円)]) ×1%		
現役並み 所得者	<u>課税所得380万円以上</u> 167,400円+(※一558,000円 (93,000円)]) ×1%		
	<u>課税所得145万円以上</u> 80,100円+(※-267,000円)×1% (44,400円)			
一般	18,000円 〔年間限度額144,000円〕	57,600円 (44,400円)		
低所得者 Ⅱ	8,000円	24,600円		
低所得者I	8,000円	15,000円		

70歳未満		
<u>所得901万円超</u> 252,600円+(※-842,000円)×1% (140,100円)		
<u>所得600万円超901万円以下</u> 167,400円+(※-558,000円)×1% (93,000円)		
<u>所得210万円超600万円以下</u> 80,100円+(※-267,000円)×1% (44,400円)		
<u>所得210万円以下</u> 57,600円(44,400円)		
住民税非課税世帯 35,400円(24,600円)		

- ()=年4回以上高額療養費を受けた場合の4回目以降の自己負担限度額
- ※ =高額療養費対象の医療費

11. 出産育児一時金

保険者は被保険者の出産に関して、市町村は条例、国保組合は規約の定めるところにより、出産育児一 時金の支給を行う。

12. 葬祭費

保険者は被保険者の死亡に関して、市町村は条例、国保組合は規約の定めるところにより葬祭費の支給を行う。

13. 介護給付費納付金

介護給付費納付金は、社会保険診療報酬支払基金が市町村に交付する「介護給付費交付金」に充てられる。

介護給付費納付金の額は、介護保険法第9条の第2号被保険者全体が負担すべき総額を第2号被保険者の 総数で割った平均負担額に、各保険者に属する第2号被保険者の数を乗じたものとなる。

14. 後期高齢者支援金

後期高齢者支援金は、社会保険診療報酬支払基金が後期高齢者広域連合に交付する「後期高齢者交付金」 に充てられる。高齢者の医療の確保に関する法律の施行に伴い、平成 20 年度から始まった。

15. 前期高齢者納付金 • 交付金

前期高齢者納付金は、各保険者間の前期高齢者の偏在による財政負担を調整するために、社会保険診療報酬支払基金が該当保険者に交付する「前期高齢者交付金」に充てられる。高齢者の医療の確保に関する法律の施行に伴い、平成 20 年度から始まった。

16. 診療件数

診療報酬明細書の枚数をいい、1人の患者が2ヶ月にわたって一医療機関で診療を受けた場合は2件になり、また、同一人が同一月に外来と入院を受診した場合や2つの医療機関で受診した場合も、それぞれ明細書が作成されるので2件になる。

17. 診療費

診療(入院、入院外、歯科)に要した費用額であり、調剤、看護及び移送に関する費用は含まれない。

18. 療養諸費費用額

療養の給付と療養費等の費用額を合算したものである。

19. 診療費諸率

(1)受診率

年間受診件数 年間平均被保険者数 ×100 (被保険者 100 人当たり)

(2)1 件当たり日数

年間診療日数

年間受診件数

(3)1 日当たり診療費

年間診療費

年間診療日数

(4)1 人当たり診療費

年間診療費

年間平均被保険者数

⑤1 件当たり診療費

年間診療費

年間受診件数

20. 年間平均被保険者数

当該年度における各月末現在の被保険者数累計を 12 で除して得た数。 1 人当たりの諸率を算出する際、この数で除す。

※ 本書を参照するに当たっての留意事項

地方自治法施行令改正により、平成 14 年度から市町村保険者における診療報酬の歳出に係る会計年度区分が従来の 4月~翌年 3月(4 - 3 ベース)から 3月~翌年 2月(3 - 2 ベース)に変更された。そのため、本書では療養の給付については 3 - 2 ベース、療養費等は 4 - 3 ベースで算出し、年間の療養諸費費用額としている。年間平均被保険者数については、療養の給付に合わせ、 3 - 2 ベースで算出している。